食材王国みやぎ地域食品産業連携プロジェクト推進事業に係る事務局運営業務 企画提案募集要領

この要領は、「令和6年度食材王国みやぎ地域食品産業連携プロジェクト推進事業に係る事務局運営業務」を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 事業趣旨

地域の農林水産物を有効活用するため、地域の食品産業を中心とした多様な関係者それぞれの経営 資源を結集するプラットフォームを設定し、地域の社会課題の解決と経済性が両立する新たなビジネ スを継続的に創出する仕組みの構築を推進することを目的として、食材王国みやぎ地域食品産業プロ ジェクト推進事業を実施する。多様な関係者の協働により、産業連携やイノベーションの創発、消費 者ニーズや消費行動の変化・変容に対応するバリューチェーンとサプライチェーンの構築を図りなが ら新たなビジネスモデルの創出を目指す。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名

食材王国みやぎ地域食品産業連携プロジェクト推進事業に係る事務局運営業務

(2) 委託業務の詳細

別紙「食材王国みやぎ地域食品産業連携プロジェクト推進事業に係る事務局運営業務委託仕様書 (案)」のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和7年3月10日(月)まで

(4) 事業費(委託上限額)

金5,000,000円(うち消費税及び地方消費税の額 金454,545円)

(5) 履行場所

主に宮城県内

3 応募資格

以下のすべてに該当する者のみ、企画提案に応募することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 企画提案参加申込者の属する地方公共団体の地方税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (3) この事業の募集開始時から企画提案提出までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領(令和6年4月1日施行)」に掲げる資格制限の要件に該当しない者
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者 (会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。)
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者 (民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。)
- (6) 政治団体(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条に規定するもの)に該当しない者
- (7) 宗教団体(宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条の規定によるもの)に該当しない者
- (8) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成20年11月1日施行)別表各号に規定する措置要件に 該当しない者

- (9) 過去3年間に、民間企業、大学及び官公庁の発注する当委託業務と同等または類似した業務を履行した実績を有する者
- (10) 県内に本社若しくは本店又は支店若しくは営業所等を有する者
- (11) 仕様書に基づき、委託業務を的確に遂行する能力を有する者

4 スケジュール

(2) 企画提案書作成等に関する質問受付期限 令和6年5月24日(金)午後5時

(3) 企画提案書作成等に関する質問の回答閲覧期限 令和6年6月 3日(月)午後5時

(6) 選定結果の通知 令和6年6月中旬(予定)

5 応募手続

(1) 企画提案への参加申込及び企画提案書の提出

イ 提出方法

10に示す書類提出先に持参又は送付すること(提出期限内必着)。

ロ 提出書類(全てA4判で提出すること)

(4) 企画提案参加申込書(様式第1号) 1部

(中) 企画提案書(様式第1号-別紙1) 10部

(ハ) 3 (9) に関する実績概要がわかる資料(過去3年以前は任意) 10部

(ニ) 企画提案応募資格に係る宣誓書(様式第2号) 1部

(ホ) 見積金額提案書(様式第3号) 10部

(^) 会社概要等 10部

(ト) 運営体制がわかる資料 (様式任意) 10部

ハ 企画提案書への記載内容

仕様書を踏まえ、下記の事項について順番に記載するほか、本業務の効果的な遂行に向けたアピールポイントを明記するよう努めること。なお、これら以外の記載を妨げるものではない。

(イ) プラットフォームの形成

プラットフォームの形成方針、目的の周知及び募集方法 農林漁業者等と消費者等の参画を促す説明会の開催方法 参画が想定される事業者等の名称

(口) 情報発信

情報発信の方法及び内容

(ハ) 研修会の開催

下記①から③に資する研修会の実施を提案すること。

なお、実施にあたっては中央LFPの専門家を活用するものとする。

- ① LFPの意義やプラットフォーム参画者の意識醸成
- ② 新たなビジネスのアイデアの創出
- ③ 今年度の取組内容を踏まえた次年度の取組方針の検討
- (二) 戦略会議の開催

下記①から③に資する戦略会議の実施を提案すること。

なお、実施にあたっては、中央LFPの専門家を活用するものとする。

- ① 研修会での意見を基にした新たなビジネスの基本構想の検討
- ② 事業者間連携体制及び役割の整理、新たなビジネスを実施する事業者の選定

- ③ 新たなビジネスの進捗共有及び事業者間連携による販売促進活動の検討
- (ホ) みやぎLFPコーディネーターの設置

(イ)から(ニ)及び新たなビジネスの支援に係る事務局運営の進行管理を行う統括責任者を設置すること。(氏名、経歴、食に関する事業者等への支援実績を示すこと。)

なお、新たなビジネスの支援にあたっては、ビジネス実施者の課題を適切に把握した上で、中央LFPと連絡調整し、LFPコーディネーターの派遣を要請するほか、イノベーションの創発につながる必要な支援を行うとともに、最低到達目標を達成させること。

- (^) 業務実施体制
- (ト) 類似事業の実績(会議、セミナーの開催、事業者への支援等)
- (2) 企画提案に関する質問の受付【任意】
 - イ 受付期限 令和6年5月24日(金)午後5時
 - 口 質問方法
 - (4) 企画提案に係る質問書(様式第4号)を用いて、電子メールにて質問すること。
 - (ロ) 提出先 s-business@pref.miyagi.lg.jp (宮城県農政部食産業振興課食ビジネス支援班)
 - (ハ) 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。
 - ハ 回答方法

質問に対する回答は、県食産業振興課ホームページに掲載する。ただし、掲載期間は令和6年6月3日(月)午後5時までとする。

なお、回答は質問者名を伏せて掲載するので、企画提案への参加を希望する者は必ず他社の質問・回答を確認すること。

質問や回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わる場合は、当該質問者のみ回答するほか、質問の内容によっては回答しない場合もある。

6 評価・選定方法

(1) 委託候補者の選定

県は、企画提案者の中から本業務の受注候補者を選定するため、次のとおり選定委員会を開催し、 企画提案者によるプレゼンテーション及び選定委員による審査を実施し、企画提案者によるプレゼ ンテーション及び選定委員による審査を実施し、評価点が6割以上となった企画提案者のうち、最 も評価の高い企画提案者を委託候補者として選定する。

(2) 企画提案者が多数の場合の一次審査の実施

企画提案者が多数の場合は、選定委員会において書面等による一次審査を実施し、令和6年6月7日(金)までに上位5者程度を選定する。選定後、全ての企画提案者に速やかに電話及び書面により結果を通知する。

(3) プレゼンテーション審査の実施

企画提案者は、事前に提出した企画提案書について、下記のとおりプレゼンテーションを実施し、 選定委員会において審査する。

- イ 日 程 令和6年6月13日(木)※予定、時間割は後日指定
- ロ 会 場 宮城県行政庁舎(仙台市青葉区本町三丁目8番1号)※別途通知する
- ハ 選定委員 宮城県農政部職員5名程度
- ニ 実施方法
 - (イ) 出席者は1事業者につき3人以内とする。
 - (p) 1事業者当たりの持ち時間は30分以内(プレゼンテーション20分、質疑応答10分)とし、県が後日指定する時間から順次、事業者毎に個別に行う。
 - (ハ) 事前に提出された企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は原則として認めない。
 - (二) プロジェクター等の使用を希望する場合は企画提案書を提出する際に申し出ること。 なお、この場合、出力機器は提案者が用意すること。

(4) 評価基準·配点

仕様書を踏まえ、下記の評価基準・配点(合計100点)とする。

イ プラットフォームの形成(20点)

プラットフォームの形成方針及び募集方法は、本事業の目的に共感した地域の食と農に関する 多様な関係者の参画し、新たなビジネスの創出に向けて見込があるものか。

口 情報発信(5点)

情報発信の方法及び内容は効果的なものか。

ハ 研修会の開催(15点)

中央LFPの連携方法は有効か。

LFPの意義やプラットフォーム参画者の意識醸成に有効となるか。

新たなビジネスのアイデアの創出に有効となるか。

ニ 戦略会議の開催(15点)

中央LFPの連携方法は有効か。

新たなビジネスの基本構想の検討は十分に行われ、新たなビジネスを実施する事業者の選定は 適正になされるか。

新たなビジネスを実施する事業者間連携による販売促進活動等の検討に有効となるか。

ホ みやぎLFPコーディネーターの設置(20点)

事務局運営進行管理を行う統括責任者が設置されているか。

ビジネス実施者の課題を適切に把握し、イノベーションの誘発を起こすなど必要な支援に繋げることができるか。

新たなビジネスの最低到達目標の達成見込みはあるか。

へ 業務実施体制(25点)

本事業の目的及び内容を十分理解し、円滑に業務遂行できる組織の体制や連携体制が確保されているか。

類似事業の実績は十分であるか(募集、運営、フォローアップまで一貫した会議、セミナー等の開催実績や事業者への支援実績など)。

会計帳簿及び証拠書類等は適正に作成・管理できるか。

事業内容に見合った経費積算になっているか。

(5) 選定結果

選定された企画提案者には決定通知を、落選した企画提案者には落選通知を書面にて通知するとともに、選定結果を公表する。なお、審査内容及び選定結果に対する質問及び異議申し立てには応じないものとする。

7 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に記載されている文字の判読が困難な場合又は文意が不明な場合
- (2) 本募集要領に従っていない場合
- (3) 6 (3) の審査会に参加しなかった場合
- (4) 同一の企画提案者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- (5) 選定委員会の審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (6) 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案を行った場合
- (7) その他企画提案者として適切でない行為をしたと選定委員会が判断した場合

8 留意事項等

- (1) 企画提案の応募に係る経費は、全て企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類の差替え、変更及び取消は一切認めない。また提出された書類は返却しない。

- (3) 審査は提出された企画提案書により行うが、企画提案書受付後、提案内容について説明を求めることがある。
- (4) 参加申込書(様式第1号)を提出後に応募を取り下げる場合は、速やかに取下願(様式第5号) を提出すること。
- (5) 本業務の実施にあたっては、委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と委託候補者で協議の上、決定する。また業務委託後の具体的な業務内容や進め方などについては、逐次県と協議することとする。
- (6) 提出された企画提案書等は、情報公開条例その他の法令の規定に基づき、開示する場合がある。

9 契約の締結

本企画提案に係る契約については、次により行う。

(1) 受注者の決定

企画提案選定委員会において決定した受注候補者を優先交渉者とし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行うため、優先交渉者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内において契約を締結する。ただし、特別な理由により受注候補者と契約締結ができない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者から見積書を徴収する。

(2) 委託金の支払条件

委託金の支払方法は、原則として業務完了後の一括払いとする。

10 問い合わせ先及び書類提出先

宮城県農政部食産業振興課 担当:食ビジネス支援班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号(宮城県行政庁舎10階)

電話番号:022(211)2812 E-mail:s-business@pref.miyagi.lg.jp

食材王国みやぎ地域食品産業連携プロジェクト推進事業に係る事務局運営業務 企画提案参加申込書

令和 年 月 日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

所 在 地事 業 者 名代表者職氏名

印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて申し込みます。

記

1 企画提案者の概要

業種	
従業員数	
主な業務内容	
担当部署名	
担当者連絡先	担当者: 電 話: E-mail:

2 添付書類

企画提案書(様式第1号-別紙1) :10部

募集要領3応募資格(9)に関する実績概要がわかる資料(過去3年以前は任意):10部

企画提案応募資格に係る宣誓書(様式第2号):1部見積金額提案書(様式第3号):10部会社概要等:10部運営体制がわかる資料(様式任意):10部

企画提案書

- 1 現在、想定している宮城県内の社会課題及びその解決策と経済性両立の例
- 2 プラットフォームの形成
 - (1) プラットフォームの形成方針、事業の目的の周知及び募集方法
 - (2) 農林漁業者等と消費者等の参画を促す説明会の開催方法
 - (3) 参画が想定される事業者等

想定される事業者名	業種※	備考 (事業概要等)

必要に応じ行を追加すること。

※以下のうちから記載すること。

農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体、食品製造事業者、流通販売事業者、消費者又は消費者団体、金融機関、大学、試験研究機関、商工会・商工会議所等の商工系団体、農業・産業振興公社、その他

- 3 情報発信
- 4 研修会の開催
- 5 戦略会議の開催

6 みやぎLFPコーディネーターの設置

氏 名	経歴	食に関する事業者等への 支援実績

※ 複数名設置する場合は、行を追加して記載すること。

7	業務実施体制

- ※ 業務を実施する者すべてについて、各者の役割分担、全体の体制が分かるよう図表等により説明すること。
- ※ 他社や学識経験者等の協力を得る場合は、他社等との関係(再委託先の事業者名、住所、金額、 再委託する業務範囲等)を記載
- 8 現在、導入が可能なまたは想定しているイノベーション、技術等
- 9 現在、想定する新たなビジネス (LFPが創出する新たなビジネスモデル)

10 類似事業の実績

時期	名称	内 容	参画者 • 支援先等	備考 (発注者、主催者など)

※募集要領3応募資格(9)に関するものは必須。過去3年以前は任意。 必要に応じて、行を追加すること。実績概要がわかる資料を添付すること。

食材王国みやぎ地域食品産業連携プロジェクト推進事業に係る事務局運営業務 企画提案応募資格に係る宣誓書

令和 年 月 日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

所 在 地事 業 者 名代表者職氏名

印

食材王国みやぎ地域食品産業プロジェクト推進事業に係る事務局運営業務に関する企画提案の応募 にあたり、下記のすべての条件に該当し、応募資格を有していることを宣誓します。

記

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- 2 企画提案参加申込者の属する地方公共団体の地方税並びに消費税及び地方消費税を滞納していな い者
- 3 この事業の募集開始時から企画提案提出までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領(令和6年4月1日施行)」に掲げる資格制限の要件に該当しない者
- 4 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者(会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。)
- 5 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者(民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。)
- 6 政治団体(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条に規定するもの)に該当しない 者
- 7 宗教団体(宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条の規定によるもの)に該当しない者
- 8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成20年11月1日施行)別表各号に規定する措置要件に 該当しない者
- 9 過去3年間に、民間企業、大学及び官公庁の発注する当委託業務と同等または類似した業務を履行した実績を有する者
- 10 県内に本社若しくは本店又は支店若しくは営業所等を有する者
- 11 仕様書に基づき、委託業務を的確に遂行する能力を有する者

(様式第3号)

食材王国みやぎ地域食品産業連携プロジェクト推進事業に係る事務局運営業務 企画提案に係る見積金額提案書

事	業	老	名	
#	*	7	$^{-1}$	

見積金額合計:金 円 (消費税及び地方消費税含む)

内訳

業務項目	金額(単位:円)
(1)プラットフォーム形成	円
(2)情報発信	円
(3) 研修会の開催	円
(4) 戦略会議の開催	円
(5) 新たなビジネスの支援	円
	円
(1)~(5)消費税	円
合計 (見積金額合計)	円

- ○金額は消費税込の金額とし、税率は10%で計算すること。
- ○業務項目は適宜追加して作成すること。
- ○合計は事業費(委託上限額)を超えないこと。
- ○積算内訳の確認できる見積書を必ず添付すること。

食材王国みやぎ地域食品産業連携プロジェクト推進事業に係る事務局運営業務 企画提案に係る質問書

令和 年 月 日

	事業者名	
連絡先	部署・氏名	
	電話	
	E — m a i l	
質問事項等		

提出期限:令和6年5月24日(金)午後5時

提出方法:電子メール(その他の方法は受け付けない) 提出 先:宮城県農政部食産業振興課食ビジネス支援班 メールアドレス:s-business@pref.miyagi.lg.jp

食材王国みやぎ地域食品産業連携プロジェクト推進事業に係る事務局運営業務に係る取下願

令和 年 月 日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

所 在 地事 業 者 名代表者職氏名

印

都合により、令和 年 月 日付けで提出した食材王国みやぎ地域食品産業連携プロジェクト推 進事業に係る事務局運営業務に係る企画提案書を取り下げます。